

# 公 告

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業に関し、次の施行者が高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（平成22年10月6日規則第29号。以下「規則」という。）第20条の規定を準用する交付清算金決定通知書又は清算金供託通知書は、送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項前段の規定により、当該書類の送付に代えて通知内容が次のとおり掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成23年3月31日

いの町長 塩田 始

1 土地区画整理事業の名称及び施行者

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業

施行者 いの町

代表者 いの町長 塩田 始

2 掲示されている書類

次の表に掲げる者に対する規則第20条の規定を準用する交付清算金決定通知書又は清算金供託通知書

3 書類の送付を受けるべき者

氏 名	判明している最後の住所	通知の内容
中内 幸馬	吾川郡いの町3218番地	規則第20条の規定を準用する 清算金供託通知書（別紙のとおり）
中内貞太郎	吾川郡いの町872番屋敷	規則第20条の規定を準用する 清算金供託通知書（別紙のとおり）
野村 万根	吾川郡いの町450番屋敷	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
高陽製紙株式会社	高知市旭町一丁目107番地	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
松島 媛	東京市淀橋区上落合一丁目411番地	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
山本 紋治	吾川郡いの町3459番地 1	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）

4 掲示の場所

吾川郡いの町西町1番地

仁淀消防組合消防本部 消防署前掲示板

# 公 告

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業の施行において、下記の表の左欄に記載する者に対する高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（平成22年10月6日規則第29号。以下「規則」という。）第20条の規定を準用する交付清算金決定通知書又は清算金供託通知書は、送付を受けるべき者の送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容を別紙のとおり公告する。

平成23年3月31日

高知広域都市計画伊野第二土地区画整理事業

施行者 いの町

代表者 いの町長 塩田 始

記

書類の送付を受けるべき者

氏 名	判明している最後の住所	通知の内容
中内 幸馬	吾川郡いの町3218番地	規則第20条の規定を準用する 清算金供託通知書（別紙のとおり）
中内貞太郎	吾川郡いの町872番屋敷	規則第20条の規定を準用する 清算金供託通知書（別紙のとおり）
野村 万根	吾川郡いの町450番屋敷	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
高陽製紙株式会社	高知市旭町一丁目107番地	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
松島 媛	東京市淀橋区上落合一丁目411番地	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）
山本 紋治	吾川郡いの町3459番地 1	規則第20条の規定を準用する 交付清算金決定通知書及び清算金供託通知書（別紙のとおり）

（「別紙」は掲示済につき省略）